東京海上日動海外総合サポートデスク
（24時間・年中無休・日本語対応）

北米	アメリカ合衆国本土（アラスカを除く）	1-800-446-5571
	カナダ	1-800-665-6779
	バミューダ諸島	1-800-623-0164
	ハワイ	1-800-446-5571
	グァム	1-888-841-7905
	サイパン	1-866-666-5127
中南米	チリ	1230-020-2474
ヨーロッパ	アイルランド	1-800-55-8166
	イギリス	0800-028-6560
	イタリア	800-8-70715
	オーストリア	0800-281-284
	オランダ	0800-022-5777
	ギリシャ	00-800-8113-0008
	スイス	0800-55-5692
	スウェーデン	020-791-027
	スペイン	9009981-64
	デンマーク	8001-0516
	ドイツ	0800-1-81-1391
	ハンガリー	06-800-11886
	フィンランド	0800-1-181-33
	フランス	0800-909634
	ベルギー	0800-1-8115
	ポルトガル	800-8-81-127
	ルクセンブルク	8002-2863
	ロシア	810-800-20041081
アジア	アラブ首長国連邦	800-081-0-0065
	イスラエル	1-80-947-8001
	インドネシア	001-803-81-0154
	韓 国	00798-81-1-0068
	シンガポール	800-811-0423
	タ イ	001-800-811-0215
	台 湾	0080-181-2233
	中 国	4001-202989
	トルコ	00-800-8191-9166
	フィリピン	1-800-1-811-0177
	香 港	800-96-6933
	マカオ	0800-449
	マレーシア	1800-80-3072
オセアニア	オーストラリア	1-800-146-401
	ニュージーランド	0800-44-8461
アフリカ	南アフリカ共和国	0800-98-3595

上記ダイヤルは、各国から東京海上日動海外総合サポートデスクへ直接繋がるフリーダイヤルです。フリーダイヤルの場合は、電話機の種類（公衆電話、携帯電話等）によってはご利用になれない場合があります。また、地域によっては国内通話料相当額が必要になる場合がありますので、現地でご確認ください。

上記以外の地域・国から、あるいは上記ダイヤルで繋がらない場合は、P.14に記載の「LINE無料通話」または、その国の国際電話局のオペレーターを通じて、下記までコレクトコールをご指定のうえお申込みください。
・コレクトコールは、現地語、あるいは英語で申込む必要があります。

81-3-6758-2460 東京海上日動海外総合サポートデスク

ご連絡事項	①氏名・性別・生年月日 ②会員番号（上6桁・下4桁）・登録住所・登録電話番号 ③緊急事態の詳細・疾病傷害の状況 ④現地連絡先・電話番号 ⑤その他「海外総合サポートデスク」担当者の求める情報

2301-32604
MUFG 三菱UFJニコス
(001022) 23.04DN

補償サービスのご案内

INSURANCE & PROTECTION SERVICE GUIDE

2023年 4月版

MUFG 三菱UFJニコス

補償サービス一覧

NICOSカードは、あなたをきめ細かくサポートします。

三菱UFJニコス(株)を保険契約者とし、会員の皆様を被保険者(保険の補償を受けられる方)として保険契約を締結しております。本小冊子は保険契約の内容や保険金請求の手続きについてご説明しております。ご旅行にお出かけになる前にご一読のうえ、緊急時に備えてご携帯ください。

⚠ お知らせ

2020年7月1日よりNICOSカード付帯保険「海外旅行傷害保険サービス」、「国内旅行傷害保険サービス」の内容(補償内容)を一部変更いたしました。詳しくは4ページ、16ページをご覧ください。

サービス名	ゴールドカード	プレミオ	一般カード	サービス概要	ページ
海外旅行傷害保険サービス	○	○	○ [一部、カードの種類により海外旅行傷害保険を付帯していないカードがございます。]	海外旅行中の傷害や疾病および携行品盗難や損害賠償等をサポートします。 一部、カードの種類により海外旅行傷害保険サービスを付帯していないカードがございます。	3▶10
家族特約(カードをお持ちでないご家族の補償)	○	—	—	〈ゴールドカード会員専用サービス〉 ご家族の方に海外旅行傷害保険サービスを自動付帯しています。 詳細につきましては11ページをご参照ください。	11
国内旅行傷害保険サービス	○	○	—	〈ゴールドカード会員、プレミオ会員専用サービス〉 国内旅行中の航空機事故、ホテル火災等による傷害をサポートします。	15▶20
ショッピングパートナー保険サービス	○	○	○	日本国内または海外において、カードで購入された商品の破損、盗難等による損害をサポートします。(カードによる購入日から90日以内に限ります。)	21▶24
NICOSネットセーフティサービス	○	○	○	オンライン取引でのカードの不正使用による損害を補償します。	26
カード盗難・紛失時のご連絡先				万一、カードを盗まれたり、紛失して不正利用された時のご連絡先や手続きについてご案内いたします。	25

●保険の内容は東京海上日動火災保険株式会社の保険約款によります。補償サービスの内容は予告または通知なしに変更もしくは廃止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
●一部のカードにつきまして本冊子でご案内している内容と異なっている場合がございます。ご不明な場合は、NICOSカードサービスセンターまでお問い合わせください。

三菱UFJニコス株式会社
●NICOSカードサービスセンター
0120-030-060
受付時間／9:00～17:00(無休・年末年始は休み)
※電話番号はお間違いのないようにおかけください。

※本冊子の内容は2023年4月現在のものです。

海外旅行中のアクシデントに幅広く対応

海外旅行傷害保険サービス

NICOS（Visa、Mastercard®）カードには海外旅行傷害保険を付帯しています（一部カードを除く）。海外旅行中のケガや病気の治療費から、カメラなどの携行品の破損・盗難、ホテルの設備を壊してしまったときなどの賠償責任まで幅広く補償します。

保険金額一覧

補償項目の種類	保険金額			
	ゴールドカード会員および本人会員の家族	プレミオ会員	一般カード会員※1	JAカード等の一般カード会員
傷害による死亡	最高 5,000万円（本人会員の家族は最高1,000万円）	最高 3,000万円	最高 2,000万円	最高 2,000万円
傷害による後遺障害	程度により 200万円～5,000万円（本人会員の家族は程度により40万円～1,000万円）	程度により 120万円～3,000万円	程度により 80万円～2,000万円	程度により 80万円～2,000万円
傷害・疾病による治療費用（1事故または1疾病の限度額）	200万円	200万円	100万円	200万円
賠償責任（1事故の限度額）	3,000万円	3,000万円	2,000万円	2,000万円
携行品損害（自己負担額1事故3,000円 年間100万円限度）	1旅行につき 50万円	1旅行につき 20万円	1旅行につき 20万円	1旅行につき 20万円
救援者費用（年間限度額）	200万円	200万円	100万円	200万円

補償期間は１回の旅行につき日本国を出国した日の翌日から数えて 90 日間を限度とします（出国日当日も補償されます）。

※1　一般カード会員はJAカード等の一般カード会員を除き、日本出国前に同保険が付帯されたカードで海外旅行代金等（※2）をお支払いいただいた場合のみ、保険適用の対象となります。日本出国後に当該お支払いをされた場合には、対象となりませんのでご注意ください。一部、カードの種類により海外旅行傷害保険を付帯していないカードがございます。

※2　「公共交通乗用具」または「募集型企画旅行」の料金をいいます。

「公共交通乗用具」
対象となる旅行のために利用する公共交通乗用具で、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。海外においてもこれに準じた取扱いとさせていただきます。ただし、上記に該当しても以下のような決済の場合を除きますのでご注意ください。
・「運賃」の概念に該当しない決済（例.空港利用税のみの決済等）
・搭乗する乗用具や利用区間を特定できない決済（例.乗り放題きっぷ等）
・「当該旅行」のためではない決済（例.通勤用定期券等）

「募集型企画旅行」
旅行業法第4条第1項第4号に規定する企画旅行のうち、旅行業者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。

⚠ 補償内容変更のお知らせ

2020年7月1日よりNICOSカード付帯保険「海外旅行傷害保険サービス」の内容（補償内容）を一部変更いたしました。（※1）

①傷害による後遺障害の補償
後遺障害保険金の支払基準を見直し、お支払いする保険金額を、後遺障害の程度に応じて、「死亡保険金の3％～100％」から、「死亡保険金の4％～100％」に変更します。

（変更前）

傷害による後遺障害保険金額			
ゴールドカード会員および本人会員の家族	プレミオ会員	一般カード会員	JAカード等
程度により 150万円～5,000万円（本人会員の家族は程度により30万円～1,000万円）	程度により 90万円～3,000万円	程度により 60万円～2,000万円	程度により 60万円～2,000万円

（変更後）

程度により 200万円～5,000万円（本人会員の家族は程度により40万円～1,000万円）	程度により 120万円～3,000万円	程度により 80万円～2,000万円	程度により 80万円～2,000万円

②救援者費用の補償
救援者費用の対象となる費用の一部について、下表の通り変更します。

（変更前）

	航空運賃等交通費・宿泊施設の客室料	諸雑費等	現地からの移送費用
3日から6日までの入院の場合	救援者1名分	5万円	×
7日以上の入院の場合	救援者3名分	20万円	○

（変更後）

	航空運賃等交通費・宿泊施設の客室料	諸雑費等	現地からの移送費用
3日以上の入院の場合	救援者3名分	20万円	○

※1 変更後の補償内容、保険金額は変更日以降に日本国内のご自宅を出発された海外旅行より適用します。

海外旅行傷害保険のご請求手続き

海外で必要な手続き

万一、緊急事態が発生した場合には、**本冊子裏面の東京海上日動海外総合サポートデスクにお電話ください。**その際には●氏名・性別・生年月日●会員番号（上6桁・下4桁）・登録住所・登録電話番号●緊急事態の詳細・疾病傷害の状況●現地連絡先・電話番号等を、センターの担当者にお伝えください。

東京海上日動海外総合サポートデスクでは、状況に応じた適切なサービスを開始します。

保険金のご請求方法は東京海上日動海外総合サポートデスクにご照会ください。保険金請求書・事故証明書等の必要書類についても適宜、ご案内いたします。

※一部、カードの種類により海外旅行傷害保険を付帯していないカードがございます。保険サービス付帯の有無、補償内容などがご不明な場合は、海外旅行ご出発前にNICOSカードサービスセンターまでお問い合わせください。

●お問い合わせ先［三菱UFJニコス株式会社NICOSカードサービスセンター］

0120-030-060
受付時間／9：00～17：00（無休・年末年始は休み）

●詳細事項に関しては

0120-342-511
取扱代理店　エスティ保険サービス株式会社
受付時間／9：00～17：00（土・日・祝・年末年始休）

●事故の際の連絡先［東京海上日動火災保険（株）］

0120-248-991
受付時間／9：00～17：00（土・日・祝・年末年始休）
※電話番号はお間違いのないようにおかけください。

帰国後の日本でのご請求手続き

下記の必要書類をご用意いただき、
東京海上日動フリーダイヤル　0120-248-991
までご連絡のうえお手続きください。
（事故発生日より、30日以内にご連絡ください。）

■保険金請求に必要な書類

（詳細については事故のご報告をいただいた際にご案内いたします。）
【海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険】

保険金種類 ／ 保険金請求書類	国内・海外共通		海外				国内
	傷害死亡	後遺障害	携行品損害	賠償責任	治療費用	救援者費用	入通院
医師の診断書				○	◎		○
治療費の明細書・領収書				○	◎		
死亡診断書または死体検案書	◎						
事故証明書	◎	○	◎	○	○	○	○
支出を証明する書類					○	◎	
示談書				◎			
示談金領収書				◎			
損害額を立証する書類				◎			
購入時の領収書			◎				
修理見積書または領収書			◎				
損害品の写真			◎				
除籍謄本	◎						
委任状・戸籍謄本	◎						
同意書	○	○			○	○	○
後遺障害診断書		◎					
パスポートコピー（海外旅行の場合）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
その他の関係書類（詳しくは保険会社よりご案内させていただきます。）	○	○	○	○	○	○	○

※◎印は原則として必要な書類、○印は場合により必要とする書類です。
※国内入通院保険金については、請求額が10万円以下の場合、医師の診断書の代わりに入通院状況報告書（東京海上日動所定フォーム）にて代用可能です。海外治療費用についても、請求額が10万円以下の場合、診断書は不要です。
※診断書・事故証明書等の発行手数料は、保険金支払い対象外です。
（ただし、海外旅行傷害保険のご請求で東京海上日動に提出用の診断書の発行手数料はお支払いの対象ですので、診断書原本をご提出ください。）
※家族特約対象者については、健康保険証、住民票等の写しが必要な場合があります。

海外旅行傷害保険のご説明 Ⅰ

2020年7月現在

補償項目	傷害			疾病
	死亡・後遺障害		治療費用	治療費用
保険金額	ゴールドカード会員および本人会員の家族	程度により200万円~5,000万円(本人会員の家族は程度により40万円~1,000万円)	200万円	200万円
	プレミオ会員	程度により120万円~3,000万円	200万円	200万円
	一般カード会員※1※2	程度により 80万円~2,000万円	100万円	100万円
	JAカード等の一般カード会員	程度により 80万円~2,000万円	200万円	200万円
保険金をお支払いする場合	被保険者が※**補償期間**中の偶然な事故によるケガが原因で、事故の日から、その日を含めて180日以内に死亡した場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます)。または、身体に後遺障害が生じた場合。 ※**補償期間とは**…NICOSカード入会日以降の会員資格の有効期間中に開始した旅行を対象とし、1回の旅行につき日本国を出国した日の翌日から数えて90日間を限度とします(出国日当日も補償されます)。ただし、海外旅行の目的をもって出国日前から住居を出発している場合には、日本国を出国する日の前日の午前0時より補償されます。		被保険者が※**補償期間**中の偶然な事故が原因でケガをして、医師の治療を受けた場合。	①被保険者が※**補償期間**中または補償期間終了後72時間以内に発病し、かつ補償期間終了後72時間以内に医師の治療を開始した場合。(ただし、補償期間終了後に発病した疾病は補償期間中にその原因が発生したものに限ります。) ②被保険者が※**補償期間**中に感染した特定の感染症がもとで、※**補償期間**終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合。 注1 特定の感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者の対する医療に関する法律第6条に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・四類感染症をいいます。また、保険の対象となる方が治療を開始した時点において規定する感染症をいいます。 注2 ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限ります。
お支払いする保険金	①死亡された場合 死亡・後遺障害保険金額の全額を、法定相続人にお支払いします。 ②後遺障害が発生した場合 後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金の4~100%をお支払いします。		ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から180日以内に実際に支出した金額で、保険会社が妥当と認めた金額 ①医師または病院へ支払った診療関係、入院関係の費用 ②治療のため必要になった通訳雇入費用・交通費 ③入院により必要となった通信費、身の回り品購入費 (1回の事故または、病気につき合計で20万円限度。また、身の回り品購入費は5万円限度) ④旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰するため、あるいは直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(ただし、払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。)	
保険金をお支払いできない主な場合	①次のような原因により生じたケガ ●被保険者、保険金受取人の故意 ●けんか、自殺、犯罪行為 ●無免許、酒気帯び、麻薬等使用中の運転 ●脳疾患、心神喪失 ●妊娠、出産、早産、流産その他の医療処置 ●戦争(テロは除く)、その他の変乱 ●放射線照射、放射能汚染　など ②他覚症状のないむちうち症、腰痛 ③山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動中のケガ ④責任期間開始前または終了後に発生したケガ			①次のような原因により生じた病気 ●被保険者、保険金受取人の故意 ●けんか、自殺、犯罪行為 ●戦争(テロは除く)、その他の変乱 ●放射線照射、放射能汚染　など ②他覚症状のないむちうち症、腰痛 ③妊娠、出産、早産または流産に起因する病気または不妊症 ④歯科疾病 ⑤山岳登はん中の高山病 ⑥責任期間開始前にすでに発生していた病気 ⑦日本国外においてカイロプラクティック、鍼または灸の施術者による治療を必要とした場合の費用 ⑧レーシック手術

※1 一部、カードの種類により海外旅行傷害保険を付帯していないカードがございます。

※2 一般カード会員はJAカード等の一般カード会員を除き、日本出国前に同保険が付帯されたカードで海外旅行代金等をお支払いいただいた場合のみ、保険適用の対象となります。
(詳細は3ページをご覧ください。)

※ 上記の内容は概要であり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約条項等に基づきます。詳細につきましては、取扱代理店エスティ保険サービス(株)へご照会ください(5ページに記載)。
また、補償内容につきましては、カード会員の皆様への予告または通知なしに変更もしくは廃止させていただく場合がございます。
常に最新の「補償サービスのご案内」をご覧ください。

海外旅行傷害保険サービス

海外旅行傷害保険のご説明 Ⅱ

2020年7月現在

補償項目		賠償責任	携行品損害	救援者費用
保険金額	ゴールドカード会員および本人会員の家族	3,000万円	50万円（免責3,000円／1事故）年間100万円限度	200万円
	プレミオ会員	3,000万円	20万円（免責3,000円／1事故）年間100万円限度	200万円
	一般カード会員※1※2	2,000万円	20万円（免責3,000円／1事故）年間100万円限度	100万円
	JAカード等の一般カード会員	2,000万円	20万円（免責3,000円／1事故）年間100万円限度	200万円
保険金をお支払いする場合		被保険者が※**補償期間**中に生じた偶然な事故により、他人の身体または財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負われた場合。 注 以下のものに与えた損害を含みます。 ○ホテルの客室、および客室内の動産 （セイフティーボックスのキーならびにルームキーを含む） ○レンタル業者より被保険者が直接借入れた旅行用品、または生活用品 ○住居や居住施設内の部屋および部屋内の動産 （ただし建物、マンションの戸室全体を賃借している場合を除きます） ※**補償期間とは**…NICOSカード入会日以降の会員資格の有効期間中に開始した旅行を対象とし、1回の旅行につき日本国を出国した日の翌日から数えて90日間を限度とします（出国日当日も補償されます）。ただし、海外旅行の目的をもって出国日前から住居を出発している場合には、日本国を出国する日の前日の午前0時より補償されます。	被保険者が※**補償期間**中に携行品の盗難・破損・火災などの偶然な事故にあって損害を受けた場合。 注 携行品とは、被保険者が所有かつ携行する身の回り品と、旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物をいいます。現金・小切手・クレジットカード・定期券・コンタクトレンズ・各種書類・サーフィンその他これらに類する運動を行うための用具などは含みません。また、居住施設内（一戸建て住宅の場合は、当該住宅の施設内、集合住宅の場合は当該戸室内をいいます）にあるものおよび別送品を除きます。	被保険者が※**補償期間**中に ①事故によるケガがもとで事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）、または、3日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡された場合。 ③発病した病気により、※**補償期間**終了後30日以内に死亡された場合、または、発病した病気により、3日以上続けて入院された場合。（注） ④搭乗している航空機、または乗船している船舶が遭難した場合。 ⑤事故により被保険者の生死が確認できない場合、（ただし、被保険者の無事の確認ができた後に発生した費用は対象になりません。）または、事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態になったことが警察等の公的機関により確認された場合。 注 旅行中に医師の治療を開始した場合に限ります。
お支払いする保険金		1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 注 賠償金額の決定の際には、事前に東京海上日動火災保険(株)の承認が必要です。	1回の旅行につき、携行品1つ（1点、1対）あたり10万円（乗車券等は合計5万円）を限度として、損害額（※注）を支払います（1回の事故につき、自己負担額3,000円が控除されます）。 注 修理費、または時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては、5万円を限度に再発給費用（現地にて負担した場合に限る。交通費、宿泊費を含む）をいいます。	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で保険会社が妥当と認めた金額を年間を通じて保険金額を限度とし、お支払いします。 ①捜索救助費用。 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費（3名分限度）。 ③現地および現地までの行程における救援者のホテルなど宿泊施設の客室料（救援者1名につき14日分まで、3名分限度）。 ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費（20万円限度）。 ⑤現地からの移送費用。 ⑥遺体処理費用（100万円まで）。 注 払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引くものとします。また、傷害治療費用または疾病治療費用で保険金をお支払いするべき場合は、その金額は差し引くものとします。
保険金をお支払いできない主な場合		①次のような原因により生じた損害 ●被保険者の故意 ●戦争（テロは除く）、その他の変乱 ●放射線照射、放射能汚染　など ②次のような損害賠償責任を負担することにより被った損害 ●職務遂行に関する損害賠償責任（仕事上の賠償責任） ●不動産、航空機、船舶、車輌、銃器（ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除きます）の所有・使用、管理に起因する損害賠償責任 ●他人から預っている物に関する損害賠償責任　など	①次のような原因により生じた損害 ●被保険者、保険金受取人の故意 ●無免許、酒気帯び、麻薬等使用中の運転 ●戦争（テロは除く）、その他の変乱 ●放射線照射、放射能汚染 ●携行品のかし、または自然の消耗、さび、変色、虫喰い ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害　など ②山岳登はん、ハンググライダーなどの危険なスポーツに用いる用具の場合は、これらの危険なスポーツを行っている間に生じた損害	①次のような原因により生じた損害 ●被保険者、保険金受取人の故意 ●自殺行為（死亡された場合を除きます） ●けんか、犯罪行為 ●戦争（テロは除く）、その他の変乱 ●放射線照射、放射能汚染　など ②他覚症状のないむちうち症、腰痛

※1 一部、カードの種類により海外旅行傷害保険を付帯していないカードがございます。

※2 一般カード会員はJAカード等の一般カード会員を除き、日本出国前に同保険が付帯されたカードで海外旅行代金等をお支払いいただいた場合のみ、保険適用の対象となります。（詳細は3ページをご覧ください。）

＊ 上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約条項等に基づきます。詳細事項につきましては、取扱代理店 エスティ保険サービス(株)へご照会ください(5ページに記載)。また、補償内容につきましては、カード会員の皆様への予告または通知なしに変更もしくは廃止させていただく場合がございます。常に最新の「補償サービスのご案内」をご覧ください。

ご家族の補償について

2020年7月現在

		補償内容
ゴールドカード本人会員のご家族	家族カードをお持ち	本人会員と同内容の補償
	家族カードをお持ちでない	本人会員と同内容の補償 (但し、死亡・後遺障害に関しては保険金額は1,000万円)
プレミオ、一般カード本人会員のご家族	家族カードをお持ち	本人会員と同内容の補償
	家族カードをお持ちでない	補償の対象外

〈ゴールドカード会員専用サービス〉海外旅行傷害保険サービス 家族特約

ゴールドカード本人会員のご家族の方にも、海外旅行傷害保険を自動付帯しています。補償内容は本人会員と同じ内容です(ただし、死亡・後遺障害に関しては保険金額は1,000万円)。この場合の家族とはゴールドカード本人会員のご家族で、家族カードをお持ちでない家族のことをいいます。

〈家族の範囲〉(事故発生時を基準とします)

1. **本人会員の配偶者**
2. **本人会員と生計を共にする同居の両親(義親を含む)**
3. **本人会員と生計を共にする未婚の子**

※ 両親、子については、収入のない方のみを対象とします。
※ 保険金請求の際は、健康保険証または公的証明書の写しなどにより、本人会員の扶養家族であることを確認させていただくことがあります。

他に同種の保険契約が付帯されているクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

※海外旅行傷害保険の場合(国内旅行傷害保険の場合、エスティ保険サービス株式会社にお問い合わせください。)

(1) NICOSカードと他クレジットカード※をあわせてお持ちの場合(注)

①死亡・後遺障害保険金
他のクレジットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額のうち、最も高い保険金額を限度として保険金をお支払いします。
②その他の保険金
本カードとの合算金額を保険金額とします。
(ただし、実際の損害額を上限とします。)

※三菱UFJニコス(株)および他カード会社発行のクレジットカードを指します。

(2) NICOSカードのみを複数枚お持ちの場合(注)

①死亡・後遺障害保険金
Visa、Mastercard®並びに個人カードなど1人で複数枚所持している場合でも、支払保険金額は合算額ではなく、それらの契約のうち最も高い保険金額とします。
②その他の保険金
Ⅰ) Visa、Mastercard®両方お持ちの場合は支払保険金額は1枚分。
Ⅱ) 個人、法人両方お持ちの場合は合算金額を保険金額とします(ただし、実際の損害額を上限とします)。

(注) 三菱UFJニコス(株)、他社クレジットカード会社発行の法人・コーポレートカードをお持ちの場合
①死亡・後遺障害保険金
原則として本カードと合算金額となります(ただし、三菱UFJニコス(株)指定の一部法人・コーポレートカードについては合算対象外となる場合があります。詳しくは表紙裏面のお問い合わせ先までご連絡ください)。
②その他の保険金
本カードとの合算金額を保険金額とします(ただし、実際の損害額を上限とします)。

他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

①死亡・後遺障害保険金
クレジットカード付帯保険のお支払い金額(クレジットカード複数保有の場合、上記ご参照)と、任意加入保険のお支払い金額の合算金額とします。
②その他の保険金
本カードとの合算金額を保険金額とします。
(ただし、実際の損害額を上限とします。)

死亡保険金の受取人について

保険金受取人は、被保険者(本カード会員および家族特約対象者)の法定相続人とします。
受取人の指定はできません。

海外旅行傷害保険サービス

海外滞在中に不慮の病気やケガにあわれてもご安心ください。

海外滞在中の不慮の病気やケガなど緊急トラブルの各種ご相談に、専任スタッフが日本語で対応いたします。ご連絡先は本冊子裏面をご参照ください。

●東京海上日動海外総合サポートデスク

24時間

東京海上インターナショナルアシスタンス社が24時間・年中無休で全世界からのお電話を東京で受付しています。

<サービス内容>

●救急病院の紹介・手配
救急処置ができる病院や医師を紹介します。
必要に応じ、診察の予約や入院のお手伝いもします。

●転院の手配
救急病院で適切な治療が受けられない場合は、医療設備の整った病院や専門医のいる病院へ転院の手配をします。

●交通機関の手配
緊急移送や転院に必要な交通機関を、病状や交通事情に応じて手配します。救急飛行機(医療設備付ヘリコプター・救急車・定期便飛行機等)の手配もします。

●付添医師・看護師の手配
救急移送や転院のために移送するとき、必要に応じて付添の医師・看護師を手配します。

●救援者に対する援助
被保険者の救援に向かわれるご家族の航空便等の予約、宿泊ホテルの手配、捜索援助機関の紹介・手配をいたします(死亡または3日以上入院等一定の条件を満たした場合に限ります)。

※現地係員、医師、看護師は日本語が話せない場合がありますのでご了承ください。
※本サービスについての費用は、付帯されている海外旅行傷害保険により、一定要件および一定限度内の範囲で支払われます。補償内容は東京海上日動海外旅行傷害保険普通保険約款および特約条項に基づきます。カードの種類によっては本サービスを適用しない場合があります。保険付帯の有無がご不明な場合は事前にNICOSカードサービスセンターまでお問い合わせください。
※サービスの提供には、カード会員資格、出国日等を確認させていただきます。また、確認のためパスポート等*1の写しをFAXいただく場合がございます。
※カード会員資格確認のためにサービスのご提供にお時間を要する場合がございます。なお、カード会員資格の確認が取れない場合は、サービスのご提供をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

*1 日本出国前のカードご利用が付帯の条件となる会員の方につきましては、パスポートの他にNICOSカードでお支払いされたことが確認できる書類をお手元にご用意ください。

『東京海上日動海外総合サポートデスク』LINE無料通話*1のご案内

スマートフォンから、コミュニケーションアプリ「LINE」を利用して、東京海上日動海外総合サポートデスクにお問合せいただけます。
日本から持っていく携帯電話でフリーダイヤルにかけると、国際ローミング料金が発生することがありますが、LINE無料通話*1の場合、Wi-Fiに接続できる環境があれば無料で東京海上日動海外総合サポートデスクへお問合せいただけます。

*1 専用サイトの通話発信ボタンをタップしていただくと、LINEが起動し、インターネット経由で「東京海上日動海外総合サポートデスク」と無料通話ができる機能です。

LINE無料通話でのご連絡方法

1. 上記二次元バーコードから専用サイト*2にアクセスします。
2. 専用サイトの「オペレーターと話す」のボタンをタップします。
3. メッセージにしたがい「発信」ボタンをタップすると、海外からもワンタッチで東京海上日動海外総合サポートデスクにつながります。

*2 LINEアプリからの発信はできません。専用サイトからご利用ください。
※画面イメージは実際の画像と異なる場合があります。

≪ご注意点≫

- パケット通信料はお客様の負担となります。Wi-Fi環境で利用されることをお勧めいたします。
- 東京海上日動海外総合サポートデスクからお客様のLINEアプリへの発信はできません。折り返し電話を希望される場合は、お客様が利用可能な滞在先の電話番号へご連絡いたします。
- LINEアプリのトーク機能(チャット)はご利用いただけません。
- お客様の滞在エリアによってはご利用いただけない場合があります。
- 通信環境や端末スペックなどにより、通話品質に影響が生じる場合があります。
- 本サービスは、スマートフォンでLINEアプリをインストールしてからご利用ください。
- 本サービスは、海外に滞在中のお客様を対象にしております。
帰国後の保険金のご請求に関するお問合せは、東京海上日動フリーダイヤル(0120-248-991)をご利用ください。

国際コレクトコール(料金受信人払い)でのご連絡方法

電話を受ける側が料金を負担するサービスです。現地の国際電話局にダイヤルし、電話局のオペレータを呼び出し、以下の番号でコレクトコールのお申込みをしてください。コレクトコールのオペレータには日本語は通じませんので現地語または英語で依頼することが必要です。

現地の国際電話局にダイヤルし、コレクトコールを指定したうえで
東京海上日動海外総合サポートデスク (81)-3-6758-2460
へご連絡ください。

〈ゴールドカード会員・プレミオ会員専用サービス〉

国内旅行傷害保険サービス

ビジネス・レジャーと国内での移動の機会は多いものです。NICOS ゴールドカード、プレミオには国内旅行前にカードで特定の旅行費用をお支払いいただくことにより、国内旅行傷害保険を適用いたします。航空機事故をはじめ、ホテル火災等による傷害事故を補償します。

こんな場合にお役に立ちます

フライト中の傷害

カードで航空券を購入され、航空機事故で亡くなられたとき

宿泊施設の火災による傷害

カードで予め宿泊料金を支払い、火災等で傷害を負われ、入院されたとき

募集型企画旅行参加中の傷害

カードで料金を支払う、宿泊を伴う募集型企画旅行に参加され、参加中に事故に遭い、傷害を負われ、通院されたとき

公共交通乗用具搭乗中の傷害

カードで予め公共交通乗用具搭乗券を購入し、その公共交通乗用具に搭乗中にケガをしたとき

保険金額一覧

補償項目の種類	保険金額	
	ゴールドカード会員	プレミオ会員
死亡・後遺障害	5,000万円限度	3,000万円限度
入　院	日額5,000円	日額3,000円
手　術	入院中の手術: 50,000円 入院中以外の手術: 25,000円	入院中の手術: 30,000円 入院中以外の手術: 15,000円
通　院	日額2,000円	日額2,000円

＊ NICOSゴールドカード、プレミオの各保険金は、同様の保険が付帯された他カードをお持ちの場合、これらのカードの最も高い保険金額、日額を限度に按分してお支払いいたします。

⚠ 補償内容変更のお知らせ

2020年7月1日よりNICOSカード付帯保険「国内旅行傷害保険サービス」の内容(補償内容)を一部変更いたしました。(※1)

①傷害による後遺障害の補償
後遺障害保険金の支払基準を見直し、お支払いする保険金を、後遺障害の程度に応じて、「死亡保険金の3%～100%」から、「死亡保険金の4%～100%」に変更します。

②手術の補償
・お支払い対象の手術を公的医療保険制度の給付対象である手術全般とします。(※2)
・入院を伴わない手術も補償対象とします。
・お支払いする保険金について、下表の通り変更します。

(変更前)

補償項目の種類	保険金額	
	ゴールドカード会員	プレミオ会員
後遺障害	程度により 150万円～5,000万円	程度により 90万円～3,000万円
手　術	5,000円×10、20、40倍	3,000円×10、20、40倍

(変更後)

後遺障害	程度により 200万円～5,000万円	程度により 120万円～3,000万円
手　術	入院中の手術: 50,000円 入院中以外の手術: 25,000円	入院中の手術: 30,000円 入院中以外の手術: 15,000円

※1 変更後の補償内容、保険金額は変更日以降にご自宅を出発された国内旅行より適用します。
※2 公的医療保険制度の給付対象であっても、支払対象外となる一部の軽微な手術もございます。

国内旅行傷害保険のご請求手続き

国内旅行の代金を予め（あらかじめ）ゴールドカード・プレミオで支払い

国内旅行出発

不幸にして事故に遭う

病　院

保険金請求手続き
事故発生の日から30日以内

カードの利用が決め手！！

NICOS

事故にあったときは、事故発生の日から30日以内に
東京海上日動フリーダイヤル 0120-248-991
までご連絡のうえお手続きください。
その際には、カードをお手元にご用意ください。

■国内旅行傷害保険の適用条件

保険金の種類 ／ 必要な条件	フライト中の傷害	宿泊施設の火災による傷害	募集型企画旅行参加中の傷害	公共交通乗用具搭乗中の傷害
カードで事前に代金を支払った場合	○	○	○	○
カード加盟店でノークーポンシステム※より予約を行った場合 ※ノークーポンシステムとは、カード加盟店である旅行業者に対して、カードにより宿泊施設の料金を支払うことを告知して予約を行うシステムです。		○		

※国内航空券や乗車券、宿泊料金等をカードで事前にお支払いいただいた場合のみ、保険適用の対象となります。

●お問い合わせ先［三菱UFJニコス株式会社NICOSカードサービスセンター］
0120-030-060
受付時間／9：00～17：00（無休・年末年始は休み）

●詳細事項に関しては
0120-342-511
取扱代理店　エスティ保険サービス株式会社
受付時間／9：00～17：00（土・日・祝・年末年始休）

●事故の際の連絡先［東京海上日動火災保険（株）］
0120-248-991
受付時間／9：00～17：00（土・日・祝・年末年始休）
※電話番号はお間違いのないようにおかけください。

■保険金請求に必要な書類

保険金の種類 ／ 必要書類	死亡	後遺障害	入院	通院
1. 保険金請求書	○	○	○	○
2. 事故証明書（公の機関、やむをえないとき第三者のもの）	○	○	○	○
3. 医師の診断書		○	※	※
4. 死亡診断書または死体検案書	○			
5. 除籍済みの戸籍謄本および印鑑証明	○			
6. 当該費用をカードで事前に決済したことを証明する書類	○	○	○	○
7. その他必要と認められる書類	○	○	○	○

※医師の診断書の取付けについては、保険会社の事故処理担当者とご相談ください。

国内旅行傷害保険のご説明

2020年7月現在

補償項目	傷害				
	死亡・後遺障害		入院	手術	通院
保険金額	ゴールドカード会員	死亡 5,000万円 後遺障害 程度により200万円～5,000万円	入院日額 5,000円	入院中の手術：50,000円 入院中以外の手術：25,000円	通院日額 2,000円
	プレミオ会員	死亡 3,000万円 後遺障害 程度により120万円～3,000万円	入院日額 3,000円	入院中の手術：30,000円 入院中以外の手術：15,000円	通院日額 2,000円

保険金をお支払いする場合

①被保険者が当カードにより国内航空機、船舶等の公共交通乗用具の料金を支払い、乗客として当該公共交通乗用具に搭乗中に傷害を被り、下記の (1) ～ (5) に該当した場合。
※航空機に搭乗の場合、航空機の搭乗者に限り入場が許される飛行場構内における傷害事故および航空機の不時着陸時の接続交通用具搭乗中を含みます。

②被保険者が旅行代理店、宿泊施設、運輸会社等で宿泊施設の予約を行い、その料金を当カードでチェックイン以前に支払う宿泊施設の火災・爆発事故により傷害を被り、下記の (1) ～ (5) に該当した場合。

③被保険者が当カードにより宿泊を伴う募集型企画旅行の料金を支払い、これに参加中に傷害を被り、下記の (1) ～ (5) に該当した場合。

お支払いする保険金

・上記の①～③により、その傷害が原因で事故の日からその日を含めて　180日以内に

	ゴールドカード会員	プレミオ会員
(1) 亡くなられたとき	5,000万円	3,000万円
(2) 後遺障害を生じたとき……その程度に応じて	200万円～5,000万円	120万円～3,000万円

・上記の①～③により、その傷害が原因で

	ゴールドカード会員	プレミオ会員
(3) 入院されたとき	5,000円/日	3,000円/日
	※ただし、事故日を含め8日以上入院が継続されている場合で事故日より、その日を含めて180日限度	
(4) 手術を受けたとき	入院中の手術の場合には入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合には入院保険金日額の5倍（ただし1事故につき1回限度）	
(5) 通院されたとき	2,000円/日	
	※ただし、事故日を含め8日以上通院が継続されている場合で、事故日を含めて180日以内で90日限度	

保険金をお支払いできない主な場合

①次のような原因により生じたケガ
- ●被保険者、保険金受取人の故意
- ●けんか、自殺、犯罪行為
- ●自動車などの無資格、酒気帯び運転
- ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
- ●妊娠、出産、流産、外科手術等の医療処理（事故に伴うものを除きます）
- ●地震、噴火、津波などの天災
- ●山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、ハンググライダーなどの危険な運動により生じたケガ

②他覚症状のないむちうち症および腰痛など

※「募集型企画旅行」とは…旅行業法第4条第1項第4号に規定する企画旅行のうち、旅行業者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するものをいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。
「公共交通乗用具」とは…対象となる旅行のために利用する公共交通乗用具で、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運航される航空機、電車、船舶、バス、タクシー等をいいます。
ただし、上記に該当しても以下のような決済の場合を除きますのでご注意ください。
・「運賃」の概念に該当しない決済（例. 空港利用税のみの決済等）
・搭乗する乗用具や利用区間を特定できない決済（例. 乗り放題きっぷ等）
・「当該旅行」のためではない決済（例. 通勤用定期券等）

※ 当カードの各「保険金」は同様の保険を付帯した他社のカードをお持ちの場合、これらのカードの最も高い保険金額、日額を限度にお支払いします。
注）後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じてお支払いします。
注）「入院」「通院」には免責期間（フランチャイズ免責7日）がありますので、8日間以上入院もしくは、通院された場合のみ保険金をお支払いします。

※ 上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約条項等に基づきます。詳細事項につきましては、取扱代理店 エスティ保険サービス(株)へご照会ください(17ページに記載)。また、補償内容につきましては、カード会員の皆様への予告または通知なしに変更もしくは廃止させていただく場合がございます。常に最新の「補償サービスのご案内」をご覧ください。

カードで購入した商品をしっかりお守りします。

ショッピングパートナー保険サービス

会員のみなさまが、日本国内または海外においてカードにてショッピングされるときの安心サービス。カードで購入された商品が破損、盗難等により損害をこうむった場合、補償します。なお適用は、カードにて購入した商品が購入日から90日以内に損害をこうむった場合に対象とします。

こんな場合にお役に立ちます

NICOSカードで買い物をしていれば

例えばこんなとき…

盗　難

ひったくり・スリなどの被害にあったとき

破　損

買った商品を壊してしまったとき

保険金額一覧

補償内容	年間補償限度額		
	ゴールドカード会員	プレミオ会員	一般カード会員
カードにて購入した商品が購入日から90日以内に事故や火災で損害をこうむった場合、あるいは、盗難にあった場合に対象とします。	お一人様あたり 300万円	お一人様あたり 200万円	お一人様あたり 100万円

＊ ショッピングパートナー保険は、動産総合保険のペットネームです。
＊ 一事故の自己負担額（免責金額）は3,000円とします。
＊ 一部対象外の商品があります。

カード利用条件

■ゴールドカード会員、プレミオ会員

●日本国内および海外で購入した商品は、支払方法を問わず対象とします。

■一般カード会員

●日本国内で購入した商品は、支払方法を購入時に分割払い・リボルビング払いで指定した場合に対象とします。ただし、自由型支払いサービス「楽 Pay」にご登録いただき、かつそのカードで購入した場合は、支払方法を問わず対象とします。
※分割払いとは、お支払回数(お支払期間)が３回(３か月)以上のものをいいます。
※「お支払い回数変更サービス」にて1回払いをあとから分割・リボ払いに変更した場合は対象外とします。
●海外で購入した商品は、支払方法を問わず対象とします。

●お問い合わせ先［三菱UFJニコス株式会社NICOSカードサービスセンター］
0120-030-060
受付時間／9：00～17：00（無休・年末年始は休み）

●詳細事項に関しては
0120-342-511
取扱代理店　エスティ保険サービス株式会社
受付時間／9：00～17：00（土・日・祝・年末年始休）

●事故の際の連絡先［東京海上日動火災保険（株）］
0120-248-991
受付時間／9：00～17：00（土・日・祝・年末年始休）
※電話番号はお間違いのないようにおかけください。

ショッピングパートナー保険のご請求手続き

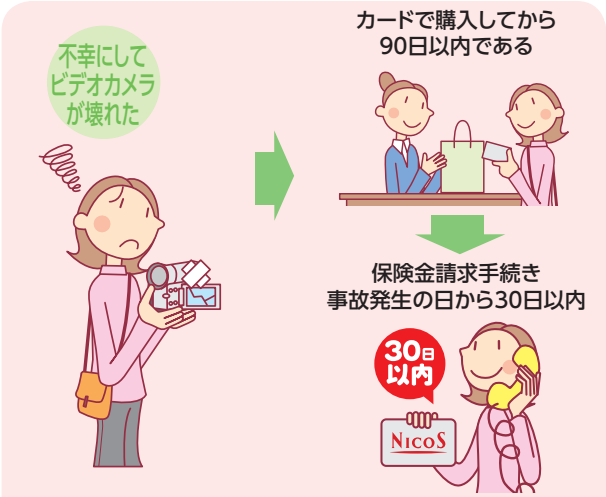

事故にあったときは、事故発生の日から30日以内に
東京海上日動フリーダイヤル 0120-248-991
までご連絡のうえお手続きください。
その際には、カードをお手元にご用意ください。

■保険金請求に必要な書類

必要書類 ＼ 保険金の種類	盗難事故の場合	盗難以外の事故の場合
1. 保険金請求書	◎	◎
2. 盗難事故証明書 （警察に届け出た際の受理番号で可）	○	
3. 購入時のお買い上げ票（控）	○	○
4. 修理見積書（本紙）および写真		◎
5. 事故証明書 （公の機関、やむをえないとき第三者のもの）		○
6. その他必要と認められる書類	○	○

※ ◎印は、必ず必要な書類です。○印は、場合によって必要な書類です。

■ショッピングパートナー保険のご説明

2020年7月現在

	ゴールドカード会員	プレミオ会員	※1 一般カード会員
補償対象品	・日本国内および海外でカードにて購入した商品は、支払方法を問わず対象とします。 ※一部対象外商品もありますので、ご注意ください。		・日本国内でカードにて購入した商品は、分割・リボ払いでの購入の場合対象とします。ただし、自由型支払いサービス「楽Pay」にご登録いただき、かつそのカードで購入した場合は、支払方法を問わず対象とします。 ・海外でカードにて購入した商品は、支払方法を問わず対象とします。 ※一部対象外商品もありますので、ご注意ください。

年間補償限度額	ゴールドカード会員	プレミオ会員	一般カード会員
	お一人様あたり 300万円 （一事故につき3,000円を自己負担額とします）	お一人様あたり 200万円 （一事故につき3,000円を自己負担額とします）	お一人様あたり 100万円 （一事故につき3,000円を自己負担額とします）

お支払いする保険金内容	上記年間補償限度額を上限とし、(Visa、Mastercard®など複数枚所有している場合は1枚分) カードのご利用額（修理が可能な場合は修理金額かカードのご利用額のどちらか低い金額）から、自己負担額3,000円（免責金額）を控除した金額を限度にお支払いします。 ※購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合には、カード利用額から自己負担額を控除した額を限度とします。
保険金をお支払いする場合	カードにて購入した商品が購入日から90日以内に事故や火災で損害をこうむった場合、あるいは、盗難にあった場合。
保険金をお支払いできない主な場合	次のような原因により生じた損害。 ①会員または保険金を受け取る方の故意・重過失による損害 ②補償の対象となる商品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色、その他類似の事由または、ねずみ喰い、虫喰い等に起因する損害 ③補償の対象となる商品のかしに起因する損害 ④戦争、暴動、その他の変乱に起因する損害 ⑤地震、噴火、津波等の天災に起因する損害 ⑥台風等による水災に起因する損害 ⑦紛失または置き忘れに起因する損害 ⑧詐欺、または横領に起因する損害 ⑨補償の対象となる商品の液体の流出（香水、化粧品等の流出） ⑩電気的・機械的な事故による損害 ⑪補償となる商品の受取前の損害、別送品　など
補償の対象とならない主な商品	①船舶（ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上オートバイ、ボートおよびカヌーを含む）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品 ③義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの ④現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等 （鉄道・船舶の乗車券・定期券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。） 旅行用小切手、プリペイドカードおよびあらゆる種類のチケット ⑤稿本、設計図、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの ⑥動物および植物 ⑦移動電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワードプロセッサー等の携帯式電子事務機器（電子辞書を含む）およびこれらの付属品 ⑧食料品 ⑨デジタルコンテンツ ⑩不動産　など

※1 一部、カードの種類によりショッピングパートナー保険を付帯していないカードがございます。

※ 上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、普通保険約款および特約条項等に基づきます。詳細事項につきましては、取扱代理店 エスティ保険サービス（株）へご照会ください（22ページに記載）。また、補償内容につきましては、カード会員の皆様への予告または通知なしに変更もしくは廃止させていただく場合がございます。常に、最新の「補償サービスのご案内」をご覧ください。

盗難・紛失の際も安心です。

カード盗難・紛失時のご連絡先

カードは今や現金より大切なツール。それだけに盗難や紛失にはくれぐれもお気をつけください。でも万一のときも、盗難・紛失の手続きをおとりいただければ安心です。

●万一カードを盗まれた場合、または紛失した場合には、その旨お届けください。お届けいただいた日の60日前より、それ以降に他人に不正利用された損害金を当社の定めた規定に沿って補償いたします。

※暗証番号を使用された場合の不正利用による被害は、原則としてお客さまのご負担とします。

カードの盗難・紛失の場合

海外では

下記デスクへすぐにご連絡ください。

NICOS盗難・紛失受付センター（24時間受付）

81-52-300-8067

↓

現地の警察署へお届けください。（詳しくはNICOS盗難紛失受付センターにお問い合わせください）

↓

新しいカードの到着をお待ちください。

※カードによって再発行手数料が発生する場合がございます。

国内では

下記デスクへすぐにご連絡ください。

NICOS盗難・紛失受付センター（24時間受付）

0120-159674

↓

最寄りの警察署または交番に、お届けください。

↓

新しいカードの到着をお待ちください。

※カードによって再発行手数料が発生する場合がございます。

NICOSカードならネットでも安心です。

NICOS ネットセーフティサービス

NICOSカードで安心して、インターネットショッピングやサービスをご利用いただくためのオンライン取引きでの不正使用による損害を補償するサービスです。

対象となるお取引き

●インターネットショッピング
●モバイル（携帯電話）ショッピング
●電話、プロバイダーの通信料金

お手続き方法

①上述の<対象となるお取引き>でご利用にお心あたりのない請求がございましたら、直ちにカード利用代金請求書に記載しているお電話番号へご連絡ください。
②当社所定の手続き・手順に従ってお手続きください（当社所定の書類をご提出いただく場合もございます）。
※当社より「カードご利用代金請求書」を郵送で送付（またはインターネットによる通知）後60日以内にお手続きください。なお、2回・分割・リボ払いの場合は初回支払通知後60日以内となります。
③被害状況調査にご協力をお願いいたします。

サービスを適用しない場合

○会員が他人へのカードを貸与、譲渡、担保提供を行ったり、カード情報を使用させるなど善良なる管理者の注意をもって、カードおよびカード情報を使用・管理していない場合。
○当社より「カードご利用代金請求書」を送付（またはインターネットによる通知）後60日以内に当社所定手続き・手順に従っていただけない場合。または、被害状況調査にご協力いただけない場合。
○お届けいただいた内容（書類をご提出いただいた場合はその内容）に虚偽がある場合。
○故意、過失にかかわらず会員ご本人およびその家族、同居人など、会員の関係者によるご利用の場合。
○ご購入商品が当社登録の会員住所に配送され受領されている場合。
○会員および関係者の自宅・勤務先などの電話番号やIPアドレスから発信してご利用された場合。
○会員の操作ミス、通信障害に起因する場合。
○戦争、地震等、著しい社会秩序の混乱の際に生じた場合。
○当社に登録されている暗証番号が使用された場合。
○会員が本人認証サービス導入店において取引を行い、認証手続きの結果、利用者が本人であるとの結果を当社が取得している場合。
○カード会員規約違反があった場合。
※上記の内容は予告または通知なしに変更する場合がありますので、予めご了承ください。

●事故の際の連絡先［三菱UFJニコス株式会社NICOSコールセンター］

ナビダイヤル **0570-025405**
または **03-5940-1100**

受付時間／9:00～17:00（無休・年末年始は休み）

※電話番号はお間違いのないようにおかけください。